

【2025年度任意継続保険料額表】

・退職月の「健康保険料」給与控除金額より、任意継続保険料をご確認いただくことができます。

■任意継続保険料の確認方法

(1) 退職月の「健康保険料」給与控除金額を確認し、【表①】の<A>またはに該当する金額の行をご覧ください。

なお、23,800円/または26,320円以上の方は、23,800円/または26,320円の行をご覧ください。

(2) (1)でご確認いただいた該当の行にあてはまる、【表②】中の金額をご覧ください。

(3) (2)のご自身の年齢に該当する「<C>健康保険料」または「<D>合計保険料」の金額が任意継続保険料です。

■留意事項

・保険料は、料率改定・平均標準報酬月額の変更等により、毎年4月に見直しがあります。

・2026年3月31日以降にご退職される方は、翌年度以降の保険料率が適用されます。詳細は当健保組合までお問合せください。

【表①】

標準報酬月額 (千円)	<A>	
	退職月の 健康保険料給与控除金額(円)/月	
	※勤務先によっては退職月に2ヶ月分の保険料が控除される場合があります。1ヶ月あたりの控除額を当てはめてください。	
58	2,465	2,726
68	2,890	3,196
78	3,315	3,666
88	3,740	4,136
98	4,165	4,606
104	4,420	4,888
110	4,675	5,170
118	5,015	5,546
126	5,355	5,922
134	5,695	6,298
142	6,035	6,674
150	6,375	7,050
160	6,800	7,520
170	7,225	7,990
180	7,650	8,460
190	8,075	8,930
200	8,500	9,400
220	9,350	10,340
240	10,200	11,280
260	11,050	12,220
280	11,900	13,160
300	12,750	14,100
320	13,600	15,040
340	14,450	15,980
360	15,300	16,920
380	16,150	17,860
410	17,425	19,270
440	18,700	20,680
470	19,975	22,090
500	21,250	23,500
530	22,525	24,910
560	23,800	26,320



【表②】

任意継続保険料(円) 1ヶ月分			
<C>	<D>		
40歳未満 または65歳以上	40歳以上65歳未満		
健康保険料	健康保険料	介護保険料	合計保険料
5,452	5,452	754	6,206
6,392	6,392	884	7,276
7,332	7,332	1,014	8,346
8,272	8,272	1,144	9,416
9,212	9,212	1,274	10,486
9,776	9,776	1,352	11,128
10,340	10,340	1,430	11,770
11,092	11,092	1,534	12,626
11,844	11,844	1,638	13,482
12,596	12,596	1,742	14,338
13,348	13,348	1,846	15,194
14,100	14,100	1,950	16,050
15,040	15,040	2,080	17,120
15,980	15,980	2,210	18,190
16,920	16,920	2,340	19,260
17,860	17,860	2,470	20,330
18,800	18,800	2,600	21,400
20,680	20,680	2,860	23,540
22,560	22,560	3,120	25,680
24,440	24,440	3,380	27,820
26,320	26,320	3,640	29,960
28,200	28,200	3,900	32,100
30,080	30,080	4,160	34,240
31,960	31,960	4,420	36,380
33,840	33,840	4,680	38,520
35,720	35,720	4,940	40,660
38,540	38,540	5,330	43,870
41,360	41,360	5,720	47,080
44,180	44,180	6,110	50,290
47,000	47,000	6,500	53,500
49,820	49,820	6,890	56,710
52,640	52,640	7,280	59,920

◆標準報酬月額560千円（退職月の健康保険料給与控除金額23,800円/月または26,320円/月）以上の方の任意継続保険料は、次の通りです。

- ・40歳未満または65歳以上の方 ⇒ 52,640円 ※健康保険料のみ徴収
 - ・40歳以上65歳未満の方 ⇒ 59,920円 ※【健康保険料：52,640円+介護保険料：7,280円】の合計額を徴収
- ※当健保組合においては、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料を徴収しています。

【任意継続保険料の納付について】

- ・任意継続の資格取得手続きは、「任意継続被保険者資格取得申請書」の提出と初回保険料の入金により完了します。
- ・保険料の前納払（半年払：4月～9月・10月～翌年3月／年払：4月～翌年3月）をご希望の場合は当健保組合にお申し出ください。ただし、納付期限の関係上、お申し出時期によっては前納開始月についてご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

※前納払における納付期限：前納開始月の前月末日（末日が土日祝日の場合は翌営業日）